

議会改革等調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会改革等調査特別委員会を設置するものとする。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 名 称 | 議会改革等調査特別委員会 |
| 2 | 目 的 | 開かれた議会の構築並びに時代に即応した議会活動の充実を図るため、議会改革を推進することを目的とする。 <ul style="list-style-type: none">・議会活動の充実に関する調査研究・議員のなり手不足に関する調査研究・その他議会改革に関すること |
| 3 | 委員定数 | 7人 |
| 4 | 継続期間 | 委員会は本調査が終了するまで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。 |

令和7年12月2日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 住田清美